

八戸市農業委員会 9月総会議事録

日時：平成 30 年 9 月 10 日（月）午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

農業委員数：17 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、
6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、
10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、14 番 寺沢 和則、
15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、
19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：20 名

1 番 木村 弁一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、6 番 清川 新一、
7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、
11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、
15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、17 番 金谷 由松、18 番 坂 文雄、
19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、22 番 森 光男

欠席した委員

農業委員：5 番 釜石 幸史朗、13 番 松橋 剛志

農地利用最適化推進委員：2 番 坂下 彌一、5 番 大久保 秀幸

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司

主幹 大里 知矢、主幹 古館 恵子、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。
本日は、釜石委員、松橋委員、坂下推進委員、大久保推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。
会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。
次第の裏面をご覧ください。
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。
それでは、会長、よろしく願います。

会長

本日は雨の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。まず、台風 21 号、そして北海道胆振東部地震で被災されました方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。農業への影響も懸念されるところでありますが、自然の驚異を改めて思い知らされる地震であったなと思っています。それでは本日の議事につきましても、慎重にご審議くださいますようお願い申し上げます。本日もよろしくお願い申し上げます。
ただいまから、議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第 1

会長

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、14 番 寺沢和則委員、15 番 赤坂英夫委員、両氏を指名いたします。

日程第 2

会長

次に、日程第 2、議案第 42 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

木村(弁)委員

木村から報告いたします。去る 8 月 29 日、加藤農業委員と市庁別館 7 階会議室 C におきまして、資料 1 ページ番号 34 番、35 番、36 番を調査して

まいりましたので報告いたします。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 34 番、35 番

34 番と 35 番ですが、受人と渡人が同一の案件ですので一括して報告します。両案件とも調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は 34 番は売買、35 番は 10 年間の使用貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、大豆、にんにく、ねぎ、水稻です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 20km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。休耕地・山林地なし。宅地化は 34 番はあり、35 番はなしです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 1 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 2 人でございます。農機具保有状況は、軽トラックを 1 台所有し、田植機、コンバイン各 1 台を知人から借用するとのことです。またトラクター 1 台を購入予定とのことでした。

3条 36 番

続きまして、36 番ですが、この案件は渡人が平成 17 年に施設利用者の園芸療法用農地として 3 条許可で取得した農地を、今般、法人解散をするため手放すというものです。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は法人解散に伴う離農のためです。申請地の貸付けはありません。作付計画は、にんにく、長いも、ウドです。過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 10 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。農業経験は 40 年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 3 人、女 3 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 3 人、女 1 人でございます。農機具保有状況は、トラクター、草刈機を各 2 台、運搬機、薬剤散布車を各 1 台所有しています。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

三浦委員
3条 37 番

三浦から報告いたします。去る 8 月 29 日、阿達農業委員と市庁別館 7 階会議室 C におきまして、資料 2 ページ番号 37 番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。作付計画は、りんごです。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 400m。受人の耕作地あり。農地

集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。耕作道はありませんが、隣接している受人の畑を通り市道に通じています。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、草刈機を各2台、コンバイン、スプレーヤーを各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3
会長

次に、日程第3、議案第43号、平成30年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第43号「平成30年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借5件、使用貸借3件の計8件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手8名で、利用権設定面積は41,859㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番、2番

番号1番、番号2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号1番は水稻を、番号2番はゴボウ・ニンニクを作付けするために、5年3ヶ月間使用貸借するものでございます。

利用集積3番、4番

番号3番、番号4番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、ソバを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間1,000円でございます。

利用集積5番～8番

番号5番から資料4ページの番号8番までは、あおり農林業支援セン

ターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。番号5番、資料4ページの番号6番及び番号8番について、利用権の種類及び内容は、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては資料に記載のとおりでございます。

番号7番、利用権の種類及び内容は、10年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、平成30年9月14日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4
会長

次に、日程第4、議案第44号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第44号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料5ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借3件、使用貸借1件となっております。借り手の人数につきましては1名で、利用権設定面積は8,983㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号5番から番号8番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番～4番

番号1番から番号4番までは、同一の借り手による利用権の設定となるも

ので、利用権の種類及び内容は、番号1番、番号2番及び番号4番は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。番号3番は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5
会長

次に、日程第5、議案第45号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

阿達委員

阿達から報告します。去る8月29日、加藤委員と別館7階会議室Cにおいて、議案第45号の7番、8番を調査して参りましたので報告します。資料7ページをお開き願います。いずれの案件も申請人の住所、氏名、職業、及び、土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

4条7番

番号7番ですが、調査には、本人が出席しております。転用目的は、太陽光発電設備設置です。申請地2筆の字名が違いますが隣接した土地であり、一体利用します。実施計画は、平成30年10月1日から平成30年10月30日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、申請地周囲にフェンス及び虎ロープを設置します。立地条件は、JR八戸線大久喜駅から南側約470mに位置し、畑・宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は住宅が連たんした地域内で鉄道の駅

4条8番

から500m以内の農地であるためです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

続いて番号8番ですが、調査には、代理人が出席しております。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、平成30年9月30日から平成31年1月30日。資金調達計画は自己資金と借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、浄化槽、浸透枡を設置します。立地条件は、八戸市立鮫小学校から南東側約1kmに位置し、畑・宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は住宅に囲まれた市街化区域内に近い農地であるためです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

いずれの案件も事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6
会長

次に、日程第6、議案第46号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

阿達委員
5条18番

阿達から報告します。去る8月29日、加藤委員と別館7階会議室Cにおいて、議案第46号の18番を調査して参りましたので報告します。資料9ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、工事中トラックの駐車場及び資材置場です。実施計画は、平成30年10月1日から平成30年10月31日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、

土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、砂利敷きをします。また、機材の水洗い場として、一部を側溝で囲んだアスファルト敷きとし、浸透枡を設置します。立地条件は、青森県立八戸高校から西側 約 700m に位置し、畑・宅地・山林に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は隣地が山林のため日当たりが悪く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

加藤委員
5 条 19 番～22 番

加藤から報告します。去る 8 月 29 日、阿達委員と別館 7 階会議室 C において、議案第 46 号の 19 番から 22 番までの 4 件を調査して参りましたので報告します。資料 9 ページと 10 ページをご覧ください。いずれの案件も受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。この 4 件の案件ですが、受人及び転用目的は同一で、既存のガソリンスタンドの敷地拡張をして、洗車場を設置するというものですので、一括して報告いたしますが、事業敷地が農道をはさんで 19 番 20 番の東側と 21 番 22 番の西側の 2 ヶ所に分かれており、事業内容に少し違いがありますので、その辺りを説明していきたいと思えます。全件とも調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は 30 年間の賃貸借。転用目的は、19 番 20 番の東側は大型トラック用の洗車場設置で、21 番 22 番の西側は普通車用のドライブスルー洗車場設置となっています。実施計画は、平成 30 年 9 月 20 日から平成 30 年 11 月 30 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、下長土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、盛土をしてアスファルト敷きとし、側溝を設置します。廃水については油水分離槽を通し、都市下水路へ送るとのことです。また、東側の事業敷地は民家と隣接するため敷地の北側と東側に高さ 3.5m のコンクリートフェンスを設置します。西側の事業敷地は周囲の農地や国道へのゴミ等の飛散防止のため敷地の北側と西側に高さ 1.2m のネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸市南部山健康運動センターから南東側 約 700m に位置し、田・宅地・雑種地に囲まれ、農道に接続しています。農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕地となっていたため地力が低く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、議案第47号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

小笠原技能主事

事務局小笠原から、議案第47号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。平成30年度の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地「B分類」と思われる農地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。荒廃農地の判断基準では、「森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」とされています。それでは、内容についてご説明いたします。資料の11ページから17ページにわたる荒廃農地関係資料一覧表をご覧ください。今回判断していただく土地は、平成30年7月13日から8月17日までの、4回調査した農地のうち、非農地と思われる土地161筆、約33.4haでございます。別冊の現地写真及び位置図とともにご覧ください。

荒廃農地1番

～62番

番号1番から62番までは、7月13日に馬場委員・阿達委員・齋藤委員により現地を調査した土地で、番号1番2番は位置図では「A」付近の沢里地区で、現地写真は1ページの1番2番です。番号3番から62番は、位置図では「A」付近の是川地区で現地写真は1ページ3番から21ページ62番です。なお、12ページ34番と36番は草木が生い茂り近くまで行く事が困難だった為に航空写真とさせていただきます。

荒廃農地63番

～102番

次に、番号63番から102番までは、7月20日に籠田委員・谷地委員・荒川委員により現地を調査した土地で、番号63番から93番は、位置図では「B」付近の是川地区で、現地写真は21ページの63番から31ページの93番です。番号94番から101番は、位置図では「C」付近の松館地区で現地写真は32ページ94番から34ページ101番です。番号102番は、位置図

荒廃農地 103 番
～123 番

では「D」付近の十日市地区で現地写真は 34 ページ 102 番です。

次に番号 103 番から 123 番までは、7 月 27 日に山内委員・下館委員・高橋政典委員により現地を調査した土地で、番号 103 番から 105 番は位置図では「E」付近の妙地区で現地写真は 35 ページ 103 番から 105 番です。番号 106 番は、位置図では「G」付近の美保野地区で現地写真は 36 ページ 106 番です。番号 107 番は、位置図では「G」付近の金浜地区で現地写真は 36 ページ 107 番です。番号 108 番から 123 番は位置図では「F」付近の金浜地区で現地写真は 36 ページ 108 番から 41 ページ 123 番です。なお、39 ページ番号 115 番は草木が生い茂り近くまで行く事が困難だった為に航空写真とさせていただきます。

荒廃農地 124 番
～161 番

次に番号 124 番から 161 番までは、8 月 17 日に松橋委員・中村委員・高橋勝男委員により現地を調査した土地で、番号 124 番から 153 番は位置図では「G」付近の鮫地区で現地写真は 42 ページ 124 番から 51 ページ 153 番です。番号 154 番から 157 番は、位置図では「H」付近の大久保地区で現地写真は 52 ページ 154 から 53 ページ 157 番です。番号 158 番 159 番は、位置図では「E」付近の大久保地区で現地写真は 53 ページ 158 番 159 番です。番号 160 番 161 番は、位置図では「H」付近の白銀地区で現地写真は 54 ページ 160 番 161 番です。

以上、ご説明いたしました土地は、何れも森林原野化が著しく農地の復旧は困難な土地との意見でした。つきましては、この 161 筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目につきましては、所有者が変更登記をする必要がある旨申し添えます。

また、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきましてありがとうございます。荒廃農地のパトロールについては、これからもよろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第 8
会長

次に、日程第 8、議案第 48 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、加藤委員には退室願います。

(加藤委員退室)

会長

それでは、事務局から説明願います。

古舘主幹

それでは、事務局 古舘より説明いたします。議案第 48 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてですが、まず、農地を相続した場合、税務署において所定の手続きをとると、農地に対する相続税の納税が猶予されることになっており、特例農地等とは、そのような相続税の納税猶予の対象となっている農地のことを言います。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を 20 年間継続した場合に、納税猶予されていた相続税が免除されます。今回は、特例を受けてから 20 年目を迎える農地について、一筆ごとに利用状況等を確認し、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書」に記載し提出するよう、八戸税務署長から求められたものであります。なお対象者には、事前に調査する旨を通知し、現地確認及び航空写真による調査を実施しました。

それでは、別冊の議案第 48 号関係資料を御覧ください。1 ページを御覧ください。こちらは、今回の議案に係る、特例農地等の利用状況確認対象者の一覧となっております。対象者氏名、住所、特例農地等の所在地、筆数については、資料に記載のとおりです。

2 ページを御覧ください。2 ページからが、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書になります。利用状況確認者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号、および一連番号は税務署の管理する番号であり、連続した番号となっていない場合もあります。また、地目等及び面積の欄については、申告時というところには税務署が管理しているものが記載され、現在というところには、農地台帳上の地目、面積を記載しております。利用状況については現地確認および航空写真により調査を行った上で、税務署から示された記載要領に基づき、利用状況の区分および具体的状況を記載しております。何らかの作物を作付けしているか、もしくは耕起するなどして、すぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は 1 番の「自ら所有し、自ら農地等として使用している」に分類、保全管理中や草地、荒地などであれば 2 番の「自ら農地等として使用してい

ない」に分類するなどしております。右端の税務署整理欄には、現地確認を実施したのにつきましては「有」と記載しております。

それでは、1番目の方の利用状況から説明いたします。一連番号1番から6番まで耕起されておりました。

3ページを御覧ください。2番目の方の利用状況について説明します。この方は分筆がございますが、一連番号順にご説明いたします。一連番号1番は耕起されておりました。2番は一部が10番に分筆され、2番の分筆後の面積は473㎡となっております。具体的状況は耕起されておりました。3番は分筆されており、分筆後の利用状況について11番、12番に記載しております。4番から7番までは米を作付けしておりました。8番は野菜を作付けしておりました。9番は耕起されておりました。10番は農業用倉庫となっており、転用許可が出ております。11番は耕起されておりました。12番は農業用倉庫となっており、転用許可が出ております。

5ページを御覧ください。3番目の方は、一連番号1番に米を作付けしておりました。2番、3番は保全管理中でした。4番、5番は野菜、果樹を作付けしておりました。6番は果樹を作付けしておりました。

6ページを御覧ください。4番目の方は、一連番号1番を耕起されておりました。2番は登記に錯誤があり面積が変更となっております。具体的状況は保全管理中でした。3番は耕起されておりました。4番は公図が無く、位置が確定できず現地調査ができませんでした。7番は耕起されておりました。

7ページを御覧ください。5番目の方は、一連番号1番に野菜を作付けしておりました。なお、所在地であります大字河原木字日計前は住居表示により、日計四丁目となっております。2番は保全管理中でした。4番は耕起されておりました。5番は野菜を作付けしておりました。6番、7番は保全管理中でした。

8ページを御覧ください。6番目の方は、一連番号1番から6番までは米を作付けしておりました。7番は保全管理中でした。8番から14番までは米を作付けしておりました。15番は野菜を作付けしておりました。

11ページを御覧ください。7番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番は米を作付けしておりました。2番は一部に農業用物置が建っていました。なお、所在地であります大字河原木字日計は住居表示により、日計三丁目となっております。3番から5番は保全管理中でした。6番は一部野菜を作付けし、他は耕起されておりました。

ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものがあります。なお、八戸税務署長からの依頼に基づき農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地等の利用状況等に関する確認にとどまるもので、相続税額の免除が適当か否かを直接判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第9

会長

次に、日程第9、報告第38号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の9月分でございます。総会資料の19ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料19ページ番号85番から資料23ページ番号97番までの計13件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第10、第11

会長

次に、日程第10、報告第39号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第11、報告第40号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、

5条届出の8月分でございます。まず4条からご報告申し上げます。資料の25ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条 15番

番号15番、転用目的は物置1棟建築でございます。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。27ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 108番～110番

番号108番、109番、110番、転用目的は住宅1棟建築でございます。次ページをお開き願います。

5条 111番

番号111番、転用目的は住宅1棟、物置1棟建築でございます。

5条 112番、113番

番号112番、113番、転用目的は住宅1棟建築でございます。次ページをご覧ください。

5条 114番～116番

番号114番、115番、116番、転用目的は住宅1棟建築でございます。次ページをお開き願います。

5条 117番、118番

番号117番、118番、転用目的は住宅1棟建築でございます。いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時20分)